

# 第48回 定時株主総会 招集ご通知

**日時** 平成29年6月23日（金曜日）  
開会 10:00（受付開始 9:00）

**場所** 東京都中央区日本橋2丁目3番4号  
日本橋プラザビル 3階展示場

## 目次

■ 第48回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	3
〈会社提案〉	
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 取締役10名選任の件	4
第3号議案 監査役1名選任の件	10
〈株主提案〉	
第4号議案 定款変更の件	11
第5号議案 剰余金の処分の件	13
(添付書類)	
■ 事業報告	19
■ 連結計算書類	29
■ 計算書類	31
■ 監査報告書	33

**新日本空調株式会社**

証券コード：1952

証券コード 1952  
平成29年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号

**新日本空調株式会社**

代表取締役会長 高橋 薫

## 第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、以下のいずれかの方法により、平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットにより議決権を行使される場合には、17ページから18ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分までに行ってください。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋2丁目3番4号  
日本橋プラザビル 3階展示場

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第48期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第48期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

##### 〈会社提案（第1号議案から第3号議案まで）〉

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

##### 〈株主提案（第4号議案および第5号議案）〉

- 第4号議案 定款変更の件
- 第5号議案 剰余金の処分の件

各議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

### 4. 議決権行使にあたってのご注意

会社提案である第1号議案と株主提案である第5号議案は、相反する関係にあります。したがって、双方に賛成された場合は、第1号議案および第5号議案への議決権の行使は無効とさせていただきますので、ご注意ください。

### 5. インターネットによるご提供

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の書類につきましては、法令および当社定款第15条の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.snk.co.jp/>）に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、「株式会社の支配に関する基本方針」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」、「重要な会計方針及びその他の注記」

したがって、添付書類は、監査役および会計監査人がそれぞれ監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

以上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.snk.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
  - ◎ 当日は、省エネルギーへの取り組みとして、クールビズにて開催させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 〈 会社提案（第1号議案から第3号議案まで） 〉

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分に関しましては、当社グループの中長期的な成長に向けた事業展開、経営基盤の強化等を図りながら、連結配当性向30%以上を目標として安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績ならびに財務状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより当期の年間配当金は、中間配当金10円とあわせ40円となり、連結配当性向は33.4%であります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき 30円

配当総額 735,110,700円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月26日

## 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役10名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位および担当
1	再任	なつ い ひろ し 夏 井 博 史	代表取締役社長
2	再任	う さ み たけ し 宇佐美 威 司	常務取締役常務執行役員特命事項担当
3	再任	ふち の さと し 洲 野 聡 志	常務取締役常務執行役員原子力担当
4	再任	あか まつ けい いち 赤 松 敬 一	取締役上席執行役員経営企画本部長兼海外担当
5	再任	おお みや よし みつ 大 宮 祥 光	取締役上席執行役員首都圏事業本部長
6	再任	しも もと さと し 下 元 智 史	取締役上席執行役員営業本部長
7	再任	えん どう きよ し 遠 藤 清 志	取締役上席執行役員技術本部長
8	再任	やま だ いさ お 山 田 勇 夫	取締役上席執行役員管理本部長
9	再任	もり のぶ しげ き 森 信 茂 樹	取締役
10	新任	みず の やす し 水 野 靖 史	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<p>再任</p> <p>なつ い ひろ し 夏井 博史 (昭和25年11月4日)</p>	<p>昭和54年 4月 当社入社</p> <p>平成17年 4月 当社執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長</p> <p>平成18年 4月 当社上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長</p> <p>平成18年 6月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長</p> <p>平成20年 4月 当社取締役上席執行役員事業推進統括本部長</p> <p>平成20年 6月 当社常務取締役常務執行役員事業推進統括本部長</p> <p>平成22年 6月 当社専務取締役専務執行役員事業推進統括本部長</p> <p>平成23年 4月 当社専務取締役専務執行役員首都圏事業本部長</p> <p>平成25年 4月 当社専務取締役専務執行役員営業本部長</p> <p>平成25年 6月 当社取締役副社長営業本部長</p> <p>平成26年 4月 当社取締役副社長</p> <p>平成26年 6月 当社代表取締役社長（現任）</p>
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 夏井博史氏は、代表取締役社長を務めており、当社グループの経営を牽引し、経営計画の推進を指揮することにより、その職責を果たしております。当社事業全般に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。</p> <p><b>【所有する当社株式の数】</b> 23,426株</p>		
2	<p>再任</p> <p>う さ み た け し 宇佐美 威司 (昭和26年11月5日)</p>	<p>昭和49年 4月 当社入社</p> <p>平成20年 4月 当社執行役員都市施設・リニューアル事業本部リニューアル事業部長</p> <p>平成22年 4月 当社上席執行役員都市施設・リニューアル事業本部リニューアル事業部長</p> <p>平成23年 4月 当社上席執行役員首都圏事業本部副本部長兼リニューアル事業部長</p> <p>平成23年 6月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部副本部長兼リニューアル事業部長</p> <p>平成25年 4月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部長</p> <p>平成25年 6月 当社常務取締役常務執行役員首都圏事業本部長</p> <p>平成28年 4月 当社常務取締役常務執行役員特命事項担当（現任）</p>
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 宇佐美威司氏は、長年にわたり設備工事の責任者として施工管理に携わり、経営計画を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。</p> <p><b>【所有する当社株式の数】</b> 9,577株</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	<p><b>再任</b></p> <p>ふちのさとし 淵野 聡志 (昭和31年10月12日)</p>	<p>昭和55年4月 東京芝浦電気(株) (現(株)東芝) 入社                      平成13年2月 (株)東芝柏崎刈羽原子力作業所 所長                      平成18年10月 同社原子力フィールド技術部長                      平成24年4月 当社入社                      平成24年6月 当社取締役上席執行役員原子力担当                      平成27年6月 当社常務取締役常務執行役員原子力担当 (現任)</p>
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>                      淵野聡志氏は、原子力事業分野の責任者として、(株)東芝において当該分野の要職を務めた経験により、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。</p> <p><b>【所有する当社株式の数】</b> 10,764株</p>		
4	<p><b>再任</b></p> <p>あかまつけいいち 赤松 敬一 (昭和34年1月13日)</p>	<p>昭和58年4月 当社入社                      平成20年4月 当社執行役員経営企画本部副本部長                      平成20年6月 当社執行役員経営企画本部長                      平成22年4月 当社上席執行役員経営企画本部長                      平成25年4月 当社上席執行役員海外事業統括本部長                      平成26年6月 当社取締役上席執行役員海外事業統括本部長                      平成29年4月 当社取締役上席執行役員経営企画本部長兼海外担当 (現任)</p>
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>                      赤松敬一氏は、経営企画部門および海外事業分野の責任者として、経営計画ならびに海外への事業展開を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。</p> <p><b>【所有する当社株式の数】</b> 11,965株</p>		
5	<p><b>再任</b></p> <p>おおみやよしみつ 大宮 祥光 (昭和30年8月12日)</p>	<p>平成4年3月 当社入社                      平成23年4月 当社執行役員原子力事業部長                      平成25年4月 当社上席執行役員原子力事業部長                      平成26年4月 当社上席執行役員営業本部長                      平成26年6月 当社取締役上席執行役員営業本部長                      平成28年4月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部長 (現任)</p>
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>                      大宮祥光氏は、首都圏の責任者として、営業部門の要職を務めた経験により経営計画を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。</p> <p><b>【所有する当社株式の数】</b> 9,540株</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
6	<p>再任</p> <p>しももと さとし 下元 智史 (昭和35年6月28日)</p>	<p>平成2年1月 当社入社</p> <p>平成20年4月 当社執行役員都市施設・リニューアル事業本部都市施設事業部長</p> <p>平成23年4月 当社執行役員首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部長</p> <p>平成24年4月 当社上席執行役員首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部長</p> <p>平成27年6月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部長</p> <p>平成28年4月 当社取締役上席執行役員営業本部長 (現任)</p>
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>下元智史氏は、営業部門の責任者として、営業活動を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。</p> <p><b>【所有する当社株式の数】</b> 5,004株</p>		
7	<p>再任</p> <p>えん どう きよし 遠藤 清志 (昭和33年1月13日)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社</p> <p>平成23年4月 当社首都圏事業本部都市施設事業部副事業部長</p> <p>平成24年1月 当社首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部副事業部長兼購買センター長</p> <p>平成25年4月 当社首都圏事業本部副本部長兼購買センター長</p> <p>平成26年4月 当社執行役員技術本部長</p> <p>平成27年6月 当社取締役上席執行役員技術本部長 (現任)</p>
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>遠藤清志氏は、技術部門の責任者として、安全水準および技術品質の向上を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。</p> <p><b>【所有する当社株式の数】</b> 7,685株</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
8	<p><b>再任</b></p> <p>やま だ いさ お 山 田 勇 夫 (昭和28年7月26日)</p>	<p>昭和52年4月 日機装(株)入社 平成3年4月 当社入社 平成16年5月 当社管理本部総務人事部長 平成17年4月 当社管理本部総務部長 平成22年6月 当社管理本部 平成22年6月 当社監査役 平成28年6月 当社取締役上席執行役員管理本部長 (現任)</p>
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 山田勇夫氏は、管理部門の責任者として、コンプライアンスの徹底を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。</p> <p><b>【所有する当社株式の数】</b> 9,171株</p>		
9	<p><b>再任</b> <b>社外取締役</b> <b>独立役員</b></p> <p>もり のぶ しげ き 森 信 茂 樹 (昭和25年1月5日)</p>	<p>昭和48年4月 大蔵省(現財務省)入省 平成9年7月 主税局総務課長 平成10年7月 大阪大学法学研究科教授 平成15年1月 東京税関長 平成16年7月 プリンストン大学客員研究員・講師兼コロンビアロースクール客員研究員 平成17年7月 財務省財務総合政策研究所長 平成19年1月 財務省財務総合政策研究所特別研究官(現任) 平成19年4月 中央大学法科大学院教授(現任) 公益財団法人東京財団上席研究員(現任) 平成21年10月 一般社団法人ジャパン・タックス・インスティテュート理事長(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任)</p>
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 森信茂樹氏は、社外取締役として、経営全般に関し必要な助言および提言を行い、経営を適切に監督していただいております。行政分野等における豊富な経験ならびに学識経験者としての幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献していただける適切な人材と判断いたしました。</p> <p><b>【所有する当社株式の数】</b> 2,229株</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
10	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外取締役 独立役員</div> みずのやすし 水野靖史 (昭和46年1月24日)	平成8年4月 弁護士登録 遠藤・萬場総合法律事務所（現フェアネス法律事務所）所属 平成16年10月 フェアネス法律事務所パートナー（現任）
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b></p> <p>水野靖史氏は、弁護士としての専門的知見ならびに企業法務に関する豊富な経験を活かし、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献していただける適切な人材と判断いたしました。</p> <p><b>【所有する当社株式の数】</b> 1,000株</p>		

- (注)
1. 候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。
  2. 森信茂樹、水野靖史の両氏は社外取締役候補者であります。
  3. 当社は森信茂樹氏を東京証券取引所に対して独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、水野靖史氏は同取引所に対して届け出る独立役員の候補者であります。
  4. 森信茂樹氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
  5. 当社は、森信茂樹氏との間に会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、水野靖史氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役鶴野隆一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況
再任 つるのたかかず 鶴野隆一 (昭和21年12月13日)	昭和45年10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所
	昭和50年10月 公認会計士登録
	昭和60年7月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）社員
	平成7年6月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員
	平成23年12月 有限責任監査法人トーマツ退所
	平成24年2月 鶴野公認会計士事務所開設（現任）
	平成25年6月 当社監査役（現任）

#### 【社外監査役候補者とした理由】

鶴野隆一氏は、社外監査役として、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行の監査を行っていただいております。公認会計士としての専門的知見ならびに企業会計に関する豊富な経験を活かし、引き続き社外監査役としての職務を遂行していただける適切な人材と判断いたしました。

#### 【所有する当社株式の数】 1,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、社外監査役候補者であります。また、東京証券取引所に対して届け出る独立役員候補者であります。
3. 当社は、候補者が社外監査役在任中である平成26年11月に、独占禁止法違反による有罪判決を受けており、平成27年1月には、国土交通省より建設業法にもとづく営業停止処分を命じられ、また、平成27年10月に公正取引委員会より排除措置命令を受けております。候補者は、コンプライアンスに関し日頃から内部統制システムや具体的施策について確認し、意見表明をしており、本件に関しましても再発防止に向けたコンプライアンス体制の整備・充実やその徹底について確認・検証をいたしております。なお、候補者の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
4. 当社は、候補者との間に会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。候補者の再任が承認された場合、当社は候補者との間で当該契約を継続する予定であります。

## 〈 株主提案（第4号議案および第5号議案） 〉

第4号議案および第5号議案は、株主2名からのご提案によるものであります。

以下、議案の内容および提案の理由は、株主から提出された株主提案を原文のまま記載し、各提案に対する取締役会の意見を記載しております。

### 第4号議案 定款変更の件

#### 1. 議案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

#### 第8章 政策保有株式 (政策保有株式の売却)

第45条 当社が、本条を追加する定款変更の効力発生日現在、純投資目的以外の目的で保有している上場株式は、第49期中に、速やかに売却するものとする。

#### 2. 提案の理由

当社が、純投資目的以外の目的で保有している上場株式（以下「政策保有株式」といいます。）は、平成28年3月期末現在では63銘柄で、貸借対照表（単体）計上額は約184億円でした。

平成28年12月31日現在で、当社の純資産（連結）は約383億円（1株当たり約1562円）で、現在の当社の株価は純資産倍率1倍を大きく下回っています。また、平成29年3月期の当社の予想当期純利益（連結）に基づく自己資本利益率（ROE）は約5.7%と低く、ROE向上の観点からも、資産から投資有価証券を減らし、自己資本も応分に減ずることが望まれます。

一昨年6月から「コーポレートガバナンス・コード（以下、「コード」といいます。）」が施行され、当社の最新のコーポレートガバナンスに関する報告書（以下「CG報告書」といいます。）は昨年7月15日に東京証券取引所に提出されています。その中で、コードの「原則1-4、いわゆる政策保有株式」に関して、保有に関する方針等として「投資先との中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー効果、配当等を鑑み、保有していく方針です。その結果として、当社の企業価値を高め、株主の中長期的な利益につながると考えています（後略）」と記載しています。

しかしながら、政策保有株式の目的が「(取引) 関係維持、取引拡大」であるとしても、取引先の株式を保有していると何故に取引が維持・拡大できるのか、その因果関係が不明です。これでは、株主になれば取引という利益が供与されるとの疑義が生じます。そもそも、取引先との関係強化は、株式保有に頼るものではなく、当社の提供する役務等の品質向上によるべきです。

また、当社の経営陣からは、政策保有株式のなかには、当該株式の発行企業から依頼されて安定株主として相当額を保有する株式があるとお伺いしており、その場合、当社は株主総会において会社提案に賛成するはずですが、そのような議決権行使は、コードの原則1-4で「策定・開示すべきである」と定められている議決権行使基準とは到底呼べず、それゆえ、CG報告書に記載することができなかつたと推察されます。

以上の通り、当社が現在保有する政策保有株式はその保有について合理的に説明できないものであり、直ちに売却すべきです。そして、政策保有株式の売却により得られる資金は、当社の株主価値向上に資する新規のビジネス開発やM&A（相手先の株式を保有する場合は、株式保有の目的を合理的に説明できるものに限ります。）等に充当することによりそれら売却代金を活用すべきです。

さらに、その資金を、自己株式取得等の株主還元を行うためにも使用することができます。

#### ◇ 取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は企業理念の中で、顧客・株主・職員・協力会社をはじめ、すべての人々との信頼関係を大切に、「良き企業市民」として、社会の発展に貢献するとともに、公正透明、自由な競争を基本に開かれた企業活動を実践していくことを定めており、コンプライアンスの徹底のための施策を通じて、企業価値の向上に努めていくことをコーポレートガバナンスの基本方針としております。「当社の生業」と「よって立つ基盤」を踏まえ、更には「中長期的に将来を見据えた」上で、「当社とステークホルダーにとって企業価値の向上と持続的成長発展に真に資するかどうか」の視点で、様々な角度から慎重にかつ十分に検討していくこととしております。

このような経営方針のもと、当社が純投資目的以外の目的で保有する株式（以下、「政策保有株式」といいます。）は、投資先企業との中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー効果、配当等を鑑み、保有していくことを政策保有株式の基本方針としております。この基本方針にもとづき保有しているものであり、これらの保有が、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと確信しております。

当社は平成29年3月期末現在、63銘柄、19,016百万円の政策保有株式がありますが、独立社外取締役および監査役全員が出席する当社取締役会において、その保有意義や採算の観点から、保有継続の是非を検証し、取引拡大、シナジー効果が期待できない株式については、売却する方針であります。今後も継続保有の要否について基本方針に則り、適切に判断してまいります。

加えて、当社は、同株式の適切な議決権行使が投資先企業のガバナンス体制の強化を促し、投資先企業の中長期的な価値向上と持続的成長につながるものと考えております。その議決権の行使にあたっては、投資先企業の状況や当社との取引関係等を踏まえた上で、議案に対する賛否を適切に判断し、議決権を行使いたしております。

また、当社は、企業価値を中長期的に高めるために、持続的な成長が必要と考え、成長投資とリスク許容ができる株主資本の水準を保持することが重要であると認識しております。

当社は、2017年度を初年度とする3カ年の中期経営計画『SNK Value Innovation 2020』を策定いたしました。新日本空調グループの総力を挙げて取り組む、新3カ年経営計画の最終年度（2020年3月期）の連結定量目標では、中長期的視野での経営体質強化および新事業展開等を図るための研究開発や設備投資等を勘案するとともに、今まで以上に収益性や効率性向上に努めることによりROE8.0%とする目標を定めました。結果として、ROEを高める中長期的な成長を重視し、2020年代への持続的成長と新たな企業価値の創造を目指してまいります。

提案株主様が低いとご指摘のROEにつきましては、前期6.2%から当期は7.6%まで改善が進んでおります。またその方針にもとづく企業活動が近年、業績として重要な指標等に反映（16ページ、資料ご参照）されてきております。

従いまして、当社取締役会は、当社の政策保有株式につきましては、当社の基本方針に則り、合理的に要否を判断しており、提案株主様の「上場株式は、第49期中に、速やかに売却するものとする。」とのご提案は、当社の政策保有株式に関する方針に合致せず、短期的な視点に立脚した内容であることから、中長期的に当社の企業価値を毀損する恐れがあるものと考えております。

## 第5号議案 剰余金の処分の件

### 1. 議案の内容

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

第48期の期末剰余金の配当として、普通株式1株当たり、平成29年3月期の連結上の1株当たり当期純利益の金額（ただし、小数点第一位以下を切り捨てた金額）から10円を控除した金額を配当する。

なお、この場合の配当総額は、上記の1株当たりの配当金額に平成29年3月31日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月に開催される定時株主総会の開催日の翌日

## 2. 提案の理由

当社の平成29年3月期第三四半期決算短信によれば、平成28年12月31日現在の連結貸借対照表上、有利子負債は約120億円、保有する現預金は約83億円です。また、同日現在、当社は投資有価証券として約200億円を保有しています。上記の通り、この投資有価証券の大部分が政策保有株式であり、速やかに売却して現金化すべきです。

一方、当社は、平成29年3月期の1株当たり年間配当を20円と公表しております。しかし、当社の自己資本の大きさ、保有する巨額の投資有価証券および予想当期純利益に鑑み、この予定配当金の額では、株主からみてその水準は十分なものではありません。当社は、これ以上会社内に資金を留保する必要はなく、余剰資金を株主に還元することが、株主価値を高め、ひいては株価を向上させることにつながりますので、剰余金の配当を大幅に増額すべきです。逆に、これ以上現金類似資産の保有を増加させても、金利はほぼゼロであり、実質的な資産価値は減少するおそれさえあります。

なお、今回提案する剰余金の処分案を実行しても、その配当総額は当期純利益の範囲内であることから、前期末の当社の純資産及び現預金水準を大きく変えるものではなく、当社の財務状態は良好なままです。

### ◇ 取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、業績向上に向けて企業体質の強化を図るとともに、株主の皆様にご安定的かつ継続的に成果の還元を行うことを経営の重要課題としております。

当社はこのような認識のもと、第1号議案「剰余金の処分の件」にてご説明させていただいているとおり、配当につきましては、当社グループの中長期的な成長に向けた事業展開、経営基盤の強化等を図りながら、連結配当性向30%以上を目標として安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。

なお、当社は、新日本空調として設立50周年を迎える2019年を来たる次世代の50年間に向けた「飛躍の年」と位置付け、当社創業90年となる2020年以降の近未来に当社グループがパイオニアとして培ったDNAと成長ベクトルをつなぐ新たな3カ年経営計画『SNK Value Innovation 2020』を策定いたしました。この新3カ年経営計画は、前中期経営計画から2020年代に繋げる仕上げの3カ年であり、前計画で掲げた経営課題への取り組み継続を念頭に環境変化に適応した新たな施策を行うもので、その基本方針を「地球環境の保全と持続可能な地球社会の実現に貢献する環境ソリューションカンパニーとして、顧客や社会の要請に応え、2020年代への持続的成長と新たな企業価値の創造を目指す」と決めました。それに従い、

1. 顧客ロイヤルティの向上に向けた成長戦略の展開と推進
2. 安全・品質確保と生産性向上に向けた設計施工技術と情報技術の融合
3. 透明性の高い経営基盤の構築と社会ニーズに沿った経営資源活用の健全化

を三つの経営課題として掲げました。内部留保金につきましては、iPSに代表される再生医療等、先端医薬・バイオ分野等戦略事業領域の業容拡大、ZEB化等省エネルギー対応や成長分野での事業深耕に資する技術開発、当社の強みとするワンストップソリューションの進化、拡充に寄与する業務提携やM&A等に積極的に投資してまいります。

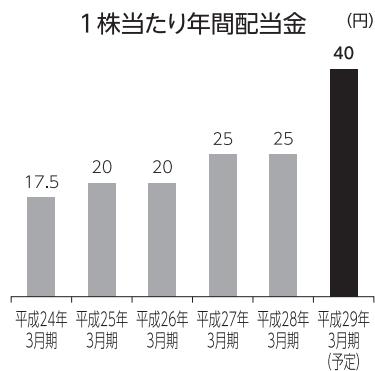
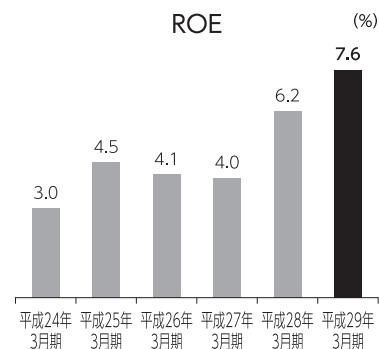
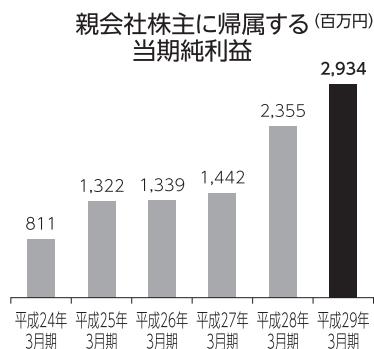
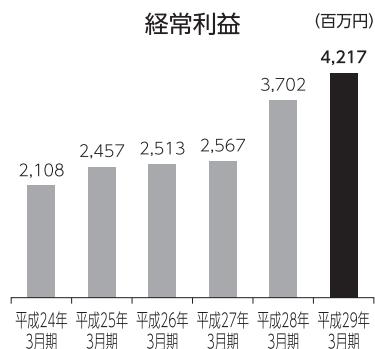
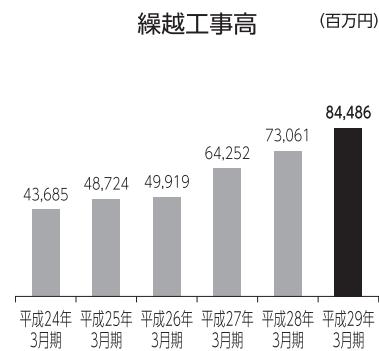
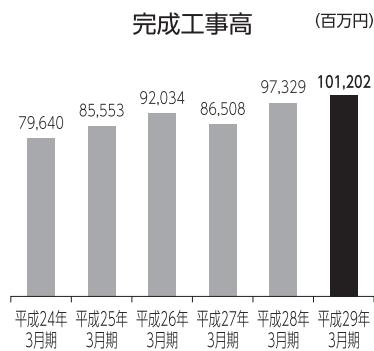
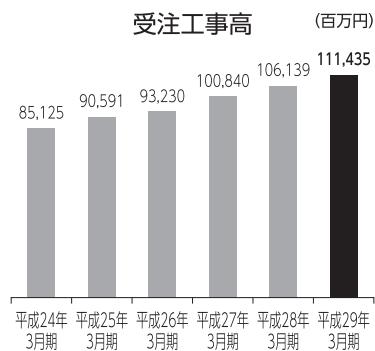
また、当社の属する建設業界は、競争環境も厳しく、先行きも不透明なことから、当社の企業価値を中長期的に向上させていくためには、健全かつ強靱な財務基盤を維持・強化していくことが、極めて重要であります。

要は株主の皆様への適切な還元、成長への投資、備えの強化、この3項目をバランスよく、継続的に実施していくことが肝要であると考えています。

そのためには一定の株主資本の水準を保持することが重要であると認識しており、そのような観点から、当社においては未だ十分な株主資本水準とは言えないものと考えております。

従いまして、当社取締役会は、当社の当期純利益の100%を配当する内容のご提案は、当社の株主還元の方針に合致せず、短期的な視点に立脚した内容であることから、中長期的に当社の企業価値を毀損する恐れがあるものと考えております。

[資料：当社グループの主要な経営指標]



以上

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最終に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120(652)031 (受付時間 午前9時から午後9時)

(2) 其他のご照会は、以下にお問い合わせください。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター  
[電話] 0120(782)031 (受付時間 午前9時から午後5時 土日休日を除く)

以上

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本の経済状況は、緩やかな回復基調のもと、企業業績には底堅さが見られました。設備投資は、製造業では緩慢なもの、インバウンド関連や都市部での大型再開発や宿泊施設など非製造業の建設投資がプラスに作用しましたが、個人消費は低迷が長期化しており、政府が目指す経済の好循環の実現には道半ばの状況が続いております。

当建設業界においては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた施設やインフラ整備、首都圏の再開発など拡大傾向が続いている中、一方では、資機材の高騰、技能労働者・技術者不足、そしてそれらに伴う工期遅延が顕在化している状況で推移しました。

このような環境下、当社グループは、2014年度からスタートした中期経営計画「究極真価プラン2016」の最終年度の事業運営を行ってまいりました。この中期経営計画は「顧客ニーズに的確に応えたS N K品質の深化と進化で真価を極める」をキーワードとし、①顧客信頼度の究極真価、②技術の継承と先進技術の訴求展開、③コーポレートガバナンスの強化と機動力のある組織体制、という三つの基本課題を掲げております。

その最終年度である当連結会計年度におきましては、大きく変化し始めた受注環境を注視しつつ、従来から取り組んでまいりました質と量、すなわち採算性とボリュームのバランスを見極めた活動を推進した結果、受注工事高は前期比5.0%増の1,114億3千5百万円、完成工事高は前期比4.0%増の1,012億2百万円となりました。また、手続工事量は大幅に増加し、グループ全体の次期繰越工事高は114億2千5百万円増の844億8千6百万円となりました。

利益面におきましては、受注環境が堅調に推移したことと、完成工事高の増加に加え、グループ全体での利益創出活動を行った結果、完成工事総利益は前期比10.5%増の108億9千9百万円、営業利益は前期比14.4%増の38億9千7百万円、経常利益は前期比13.9%増の42億1千7百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比24.6%増の29億3千4百万円となりました。

(単位：百万円)

区 分	受 注 工 事 高			完 成 工 事 高		
	平成27年度	平成28年度 (当連結会計年度)	前期比	平成27年度	平成28年度 (当連結会計年度)	前期比
設備工事事業	106,139	111,435	5.0%	97,329	101,202	4.0%

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、引き続き東京オリンピック・パラリンピック関連のインフラ事業を始め、民間企業による建築計画の増加、製造業の国内回帰などが期待され、建設投資は活発になることが見込まれます。反面、技能労働者・技術者不足と長時間労働是正が中長期的な課題となっており、人的リソースの確保と適切な配分、生産性の向上等、引き続き積極的に取り組んでまいります。

このような状況下、当社グループは、2017年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「SNK Value Innovation 2020」を定めました。その経営課題を、①顧客ロイヤルティの向上に向けた成長戦略の展開と推進、②安全・品質確保と生産性向上に向けた設計施工技術と情報技術の融合、③透明性の高い経営基盤の構築と社会ニーズに沿った経営資源活用の健全化、とし、地球環境の保全と持続可能な地球社会の実現に貢献する環境ソリューションカンパニーとして、顧客や社会の要請に応え、2020年代への持続的成長と新たな企業価値の創造を目指すことを基本方針に掲げ、業績向上に注力する所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資額（のれん等無形固定資産への投資を含む）は5億8千5百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、重要な資金調達は行っておりません。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (当連結会計年度)
受 注 工 事 高	93,230	100,840	106,139	111,435
完 成 工 事 高	92,034	86,508	97,329	101,202
経 常 利 益	2,513	2,567	3,702	4,217
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	1,339	1,442	2,355	2,934
1株当たり当期純利益	53円05銭	57円15銭	95円47銭	119円76銭
総 資 産	85,002	83,652	91,622	87,920
純 資 産	34,034	38,067	37,396	39,770

## (6) 当社の受注工事高・完成工事高・繰越工事高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
設備工事業	64,967	99,386	87,358	76,995

## (7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
新日空サービス株式会社	100百万円	100.0%	設備工事業
日宝工業株式会社	100	100.0	産業施設設備工事業
新日本空調工程(上海)有限公司	375	100.0	設備工事業
SHIN NIPPON LANKA (PRIVATE) LIMITED	263	100.0	設備工事業
SNK (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.	358	100.0	設備工事業

(注) 平成28年10月31日付で、日宝工業株式会社の全株式を取得し、同社を子会社といたしました。

## (8) 主要な事業内容

空気調和、冷暖房、換気、環境保全、温湿度調整、除塵、除菌、給排水、衛生設備、電気設備等の設計、監理ならびに工事請負

## (9) 主要な事業所

当 社	本 社	東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号
	事業部等	首都圏事業本部、都市施設事業部、リニューアル事業部、産業施設事業部、ビジュアルソリューション事業部、海外事業統括本部(東京都)、原子力事業部(神奈川県)
	支 店	北海道、東北(宮城県)、関東(千葉県)、横浜、名古屋、大阪、中国(広島県)、九州(福岡県)、シンガポール、スリランカ
	研 究 所	技術開発研究所(長野県)
子会社	国 内	新日空サービス株式会社(東京都) 日宝工業株式会社(神奈川県)
	海 外	新日本空調工程(上海)有限公司(中国) SHIN NIPPON LANKA (PRIVATE) LIMITED(スリランカ、モルディブ) SNK (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.(シンガポール、ミャンマー、カンボジア)

## (10) 従業員の状況

## 1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,531名	88名増

## 2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,033名	12名増

## (11) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,569百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,775
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,000

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 84,252,100株
- (2) 発行済株式の総数 25,282,225株
- (3) 株主数 5,173名

### (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
新日本空調協和会	2,007 千株	8.19%
インタートラスト トラスティーズ (ケイマン) リミテッド ソールリー イン イッツ キャパシティーズ アズ トラスティー オブ ジャパン アップ	1,382	5.64
三井物産株式会社	1,266	5.16
株式会社東芝	1,255	5.12
株式会社三井住友銀行	1,006	4.10
三井住友信託銀行株式会社	1,000	4.08
新日本空調従業員持株会	998	4.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	863	3.52
日本電設工業株式会社	760	3.10
株式会社東京エネシス	571	2.33

(注) 持株比率については、自己株式（778,535株）を控除して算出しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

新日本空調株式会社 2016年度新株予約権	
発行決議日	平成28年8月4日
保有者数	当社取締役（社外取締役を除く） 9名
新株予約権の数	359個
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 35,900株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり96,000円（1株当たり960円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
新株予約権の権利行使期間	平成28年8月23日から平成58年8月22日まで

- (注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。
2. 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
3. 新株予約権の行使条件
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使期間内において、当社の取締役、執行役員および従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対し交付した新株予約権の状況

新日本空調株式会社 2016年度新株予約権	
発行決議日	平成28年8月4日
交付者数	当社執行役員 15名
新株予約権の数	345個
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 34,500株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり96,000円 (1株当たり960円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
新株予約権の権利行使期間	平成28年8月23日から平成58年8月22日まで

- (注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。
2. 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
3. 新株予約権の行使条件
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使期間内において、当社の取締役、執行役員および従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	高 橋 薫	
代表取締役社長	夏 井 博 史	
常 務 取 締 役	宇佐美 威 司	常務執行役員特命事項担当
常 務 取 締 役	淵 野 聡 志	常務執行役員原子力担当
取 締 役	赤 松 敬 一	上席執行役員海外事業統括本部長
取 締 役	大 宮 祥 光	上席執行役員首都圏事業本部長
取 締 役	下 元 智 史	上席執行役員営業本部長
取 締 役	遠 藤 清 志	上席執行役員技術本部長
取 締 役	山 田 勇 夫	上席執行役員管理本部長
取 締 役	森 信 茂 樹	財務省財務総合政策研究所特別研究官 中央大学法科大学院教授 公益財団法人東京財団上席研究員 一般社団法人ジャパン・タックス・インスティテュート理事長
常 勤 監 査 役	壺岐尾 透	
常 勤 監 査 役	楠 田 守 雄	
監 査 役	鶴 野 隆 一	公認会計士
監 査 役	城之尾 辰 美	税理士、ニチアス(株)監査役

- (注) 1. 監査役山田勇夫氏は、平成28年6月22日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
2. 取締役一宮正寿氏は、平成28年7月11日をもって辞任により退任いたしました。なお、同氏の在任期間中における重要な兼職の状況は、弁護士であります。
3. 取締役森信茂樹氏は、社外取締役であります。
4. 監査役壺岐尾透、鶴野隆一ならびに城之尾辰美の各氏は社外監査役であります。
5. 取締役森信茂樹氏および監査役壺岐尾透、城之尾辰美の両氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 監査役鶴野隆一氏は公認会計士として、同城之尾辰美氏は税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

### (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役	12名	300百万円
監 査 役	5名	47百万円
合 計 (うち社外役員)	17名 (5名)	347百万円 (35百万円)

- (注) 1. 報酬限度額は、株主総会の決議（平成27年6月19日開催定時株主総会）により取締役 年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、監査役 年額72百万円以内と決議いただいております。また、当該報酬とは別枠にて、株主総会の決議（平成28年6月22日開催定時株主総会）により、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションによる報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役の支給額には、当事業年度に係る取締役賞与104百万円および株式報酬型ストック・オプションによる報酬額26百万円ならびに退任した取締役2名分を含んでおります。なお、使用人兼務取締役の使用人としての報酬は含んでおりません。
3. 監査役の支給額には、退任した監査役1名分を含んでおります。

### (4) 社外役員に関する事項

地 位	氏 名	主な活動状況
取 締 役	森 信 茂 樹	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、議案審議等に必要な助言および提言を行っております。
常 勤 監 査 役	壺岐尾 透	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な助言および提言を行っております。
監 査 役	鶴 野 隆 一	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から必要な助言および提言を行っております。
監 査 役	城之尾 辰 美	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から必要な助言および提言を行っております。

- (注) 取締役一宮正寿氏は、平成28年7月11日に退任するまでに開催された取締役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な助言および提言を行っておりました。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として合意された手続業務を委託し対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会が監査役会規程に則り、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>		<b>流 動 負 債</b>	
現金預金	7,826	支払手形・工事未払金	28,299
受取手形・完成工事未収入金	47,164	短期借入金	7,602
電子記録債権	1,700	1年内返済予定の長期借入金	232
有価証券	501	リース債務	38
未成工事支出金	1,096	未払法人税等	533
その他のたな卸資産	50	未成工事受入金	1,099
繰延税金資産	1,475	役員賞与引当金	105
その他	980	完成工事補償引当金	87
貸倒引当金	△239	工事損失引当金	1,036
流動資産合計	60,556	その他	4,578
<b>固 定 資 産</b>		<b>流 動 負 債 合 計</b>	43,613
<b>有 形 固 定 資 産</b>		<b>固 定 負 債</b>	
建物・構築物	6,971	長期借入金	777
機械・運搬具・工具器具備品	1,064	リース債務	47
土地	920	繰延税金負債	2,709
リース資産	82	訴訟損失引当金	95
減価償却累計額	△5,532	退職給付に係る負債	897
有形固定資産合計	3,506	その他	10
<b>無 形 固 定 資 産</b>		<b>固 定 負 債 合 計</b>	4,536
ソフトウェア	294	<b>負 債 合 計</b>	48,150
のれん	106	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
リース資産	35	<b>株 主 資 本</b>	
その他	6	資本	5,158
無形固定資産合計	444	資本剰余金	6,887
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>		利益剰余金	21,286
投資有価証券	20,121	自己株	△854
繰延税金資産	120	株主資本合計	32,478
退職給付に係る資産	78	<b>其 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	
その他	3,187	その他有価証券評価差額金	6,959
貸倒引当金	△95	為替換算調整勘定	316
投資その他の資産合計	23,413	退職給付に係る調整累計額	△43
<b>固 定 資 産 合 計</b>	27,363	その他の包括利益累計額合計	7,232
<b>資 産 合 計</b>	87,920	<b>新 株 予 約 権</b>	59
		<b>純 資 産 合 計</b>	39,770
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	87,920

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
完成工事高		101,202
完成工事原価		90,302
完成工事 総利益		10,899
販売費及び一般管理費		7,002
営業利益		3,897
営業外収益		
受取利息	69	
受取配当金	261	
その他	67	398
営業外費用		
支払利息	34	
為替差損	31	
その他	12	78
経常利益		4,217
特別利益		
投資有価証券売却益	1	1
特別損失		
固定資産売却損	8	
固定資産除却損	1	
投資有価証券評価損	0	10
税金等調整前当期純利益		4,207
法人税、住民税及び事業税	1,254	
法人税等調整額	18	1,273
当期純利益		2,934
親会社株主に帰属する当期純利益		2,934

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>		<b>流動負債</b>	
現金預手	4,691	支払手形	1,473
受取手形	750	工事未払金	23,648
電子記録債権	1,690	短期借入金	6,142
完成工事未収入金	40,888	1年内返済予定の長期借入金	232
有価証券	501	リース負債	29
完成工事支出金	630	未払金	287
その他のたな卸資産	22	未払費用	2,662
前繰延税金資産	284	未払法人税等	355
関係会社短期貸付金	1,225	未払工事受入金	958
立て替の引当金	392	役員賞与引当金	256
貸倒引当金	383	完成工事補償引当金	104
流動資産合計	186	完成工事損失引当金	75
	△221	その他	730
	51,427	流動負債合計	37,987
<b>固定資産</b>		<b>固定負債</b>	
有形固定資産		長期借入金	777
建物	6,000	リース負債	35
減価償却累計額	△3,846	繰延税金負債	2,652
構築物	458	退職給付引当金	610
減価償却累計額	△421	その他	4
機械	21	固定負債合計	4,080
減価償却累計額	△21	<b>負債合計</b>	<b>42,067</b>
車両運搬具	4		
減価償却累計額	△4	<b>(純資産の部)</b>	
工具・備品	891	<b>株主資本</b>	
減価償却累計額	△712	資本金	5,158
土地	77	資本剰余金	6,887
減価償却累計額	△42	資本準備金	6,887
有形固定資産合計	2,911	資本剰余金合計	18,916
無形固定資産		利益剰余金	593
借入地権	2	利益準備金	
ソフトウエア	271	その他利益剰余金	11,740
リース資産	17	別途積立金	6,583
その他の資産	3	繰越利益剰余金	18,916
無形固定資産合計	296	利益剰余金合計	△854
<b>投資その他の資産</b>		<b>自己株式</b>	<b>30,109</b>
投資有価証券	19,715	評価・換算差額等	6,930
関係会社株	821	その他有価証券評価差額金	6,930
出資	1	評価・換算差額等合計	59
関係会社出資金	996	<b>新株予約権</b>	<b>59</b>
従業員長期貸付金	215	<b>純資産合計</b>	<b>37,098</b>
破産更生債権	14	<b>負債純資産合計</b>	<b>79,165</b>
長期前払費用	5		
長期保証金	834		
長期保険料	1,808		
その他の	213		
貸倒引当金	△95		
投資その他の資産合計	24,531		
<b>固定資産合計</b>	<b>27,738</b>		
<b>資産合計</b>	<b>79,165</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
完成工事高		87,358
完成工事原価		78,269
完成工事総利益		9,089
販売費及び一般管理費		6,113
営業利益		2,976
営業外収益		
受取利息	7	
有価証券利息	31	
受取配当金	624	
その他の	72	736
営業外費用		
支払利息	19	
前払金保証料	4	
その他の	3	28
経常利益		3,684
特別利益		
投資有価証券売却益	1	1
特別損失		
固定資産売却損	5	
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	0	6
税引前当期純利益		3,679
法人税、住民税及び事業税	948	
法人税等調整額	77	1,026
当期純利益		2,653

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

新日本空調株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 城戸和弘 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水野博嗣 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本空調株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本空調株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

新日本空調株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 城戸和弘 ㊞指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水野博嗣 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本空調株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イ）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年5月15日

新日本空調株式会社 監査役会

常勤監査役 壺岐尾 透<sup>㊟</sup>

常勤監査役 楠 田 守 雄<sup>㊟</sup>

監 査 役 鶴 野 隆 一<sup>㊟</sup>

監 査 役 城之尾 辰 美<sup>㊟</sup>

(注) 監査役壺岐尾透、鶴野隆一および城之尾辰美は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



